諮問番号：令和３年度諮問第１５号

答申番号：令和３年度答申第２０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和元年９月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

生活保護法による保護における障害者加算等の認定について（昭和４０年５月１４日社保第２８４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の「その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定」は行われていない。また、令和元年１１月５日付（発行）の「国民年金・厚生年金保険年金証書（再交付）」（以下「本件年金証書」という。）にて、審査請求人が障害基礎年金受給資格者であることも確認している。

よって、本件処分に係る障害者加算の削除の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日厚生省社発社第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の２の（２）のエ及び課長通知によれば、障害者加算の対象とすべき障害者の認定に当たり、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳及び国民年金証書等により行い、それらを所持していない者については、医師の診断書等に基づき行うものとされている。

本件処分に至る経緯についてみると、審査請求人が身体障害者手帳を所持していないことについて、審理関係人の間において争いはなく、①令和元年７月２６日、審査請求人の母（以下「母」という。）は、審査請求人の障害年金に係る診断書の提出期限が同月３１日であり、間に合わない場合は同年１０月の年金支給が遅れる旨を処分庁に対し申し立てたこと、②以降、母は、府域外の複数名の医師の診察を希望し、処分庁に対し診察のための移送費の支給を求めたこと、③処分庁は、母が診察を希望する医師に診察を依頼したところ診察を断られ、当該医師から紹介された近隣の医療機関での診察を母に打診したところ、母は拒否したこと、④同年９月３日、母は、同年１０月以降の保護費に係る年金の取扱いについて処分庁から確認され、同月の年金については診断書を提出していないため入金はないので、年金の認定を外して保護費を支給してほしい旨述べたこと、⑤④の母の回答を受け、同年９月２４日付けで、処分庁は同年１０月から審査請求人の障害年金の収入認定を外し、障害者加算を削除する本件処分をしたこと、が認められる。

これらのことからすると、本件処分の時点において、審査請求人は、障害年金の更新手続である障害状態確認届の提出を行っておらず、処分庁は、国民年金証書又は医師の診断書によって障害の程度を判定することができない状況であったとみることができる。

（２）一方、審査請求人は、障害者加算等を認定した被保護者の障害等について、関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定等が行われたときは、障害者加算等の認定を取り消す旨の課長通知の規定を引用し、審査請求人に対して年金の支給要件に該当しない旨の裁定認定は行われておらず、本件年金証書において、審査請求人は年金受給資格者であることも確認している旨主張する。

しかしながら、この審査請求人の主張は、前記（１）のとおり、処分庁が国民年金証書で障害の程度を判定できない状況であったことと矛盾する。

また、①審査請求人が障害年金の更新手続を行っていた場合は年金支払い予定日であった令和元年１０月１５日に、審査請求人の口座に年金が振り込まれた記録は認められないこと、②処分庁が、日本年金機構（以下「年金機構」という。）に対し、審査請求人に対する年金が同月から差し止めされている理由を法第２９条に基づき調査したところ、年金機構は、審査請求人から同年７月に提出される障害状態確認届の提出がないため差し止めている旨を同年１２月１６日付けで回答したこと、が認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、同年１０月の年金支給に当たり、年金受給の要件を満たしていなかったと言え、審査請求人の主張は採用できない

（３）以上のとおり、処分庁は、障害者加算の対象とすべき障害者の認定に当たり、審査請求人から必要な受診等の協力を得ることができず、障害の程度の判定について、国民年金証書及び診断書によって確認できないとして本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和３年　８月１２日　　諮問書の受領

令和３年　８月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：９月１日

口頭意見陳述申立期限：９月１日

令和３年　８月２６日　　第１回審議

令和３年　９月　２日　　審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書：令和

　　　　　　　　　　　３年１０月６日付け○○○○第８２５号。以下「回答

　　　　　　　　　　　書」という。)

令和３年　９月２７日　　第２回審議

令和３年１０月２５日　　第３回審議

令和３年１１月２５日　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

（４）法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

（５）法第２８条第１項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の（中略）健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求めることができる。」と定めている。また、同条第５項は、「保護の実施機関は、要保護者が第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し（中略）（た）ときは、（中略）保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

（６）生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）別表第１の第２章の２の（２）は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア（中略）身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の１級若しくは２級又は国民年金法施行令（中略）別表に定める１級のいずれかに該当する障害のある者（後略）」と「イ　障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障害のある者（中略）。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。

（７）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号。以下「次官通知」という。）第８の３の（２）のアの（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金(中略)については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と定めている。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）局長通知第７の２の（２）のエは、障害者加算の取扱いについて、「（ア）障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書（中略）により行うこと。（イ）身体障害者手帳、国民年金証書（中略）を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。（ウ）保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。（後略）」と定めている。

なお、局長通知は、処理基準である。

（９）課長通知の１は、「生活保護法による保護における各種加算（中略）の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまって行うべきものではないこと。したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、〔課長通知の下記〕３により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。」と定めている。

また、課長通知の３は、「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。（後略）」と定めている。

さらに、課長通知の４は、「３により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害者等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとすること。（後略）」と定めている。

なお、課長通知は、処理基準である。

（１０）国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第７３条は、「受給権者が、正当な理由がなくて、第１０５条第３項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。」と定め、第１０５条第３項は、「受給権者（中略）は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出〔障害状態確認届〕、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類及び回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年９月２７日、処分庁は審査請求人について法による保護を開始するとともに障害者加算を認定し、同年１０月分生活保護費から障害基礎年金受給額の収入認定を行った。

なお、処分庁が同日に複写を受理した審査請求人の療育手帳には、「障害の程度　Ｂ１」、「判定年月日　平成２４年８月２１日」、「次の判定年月　平成２９年７月」と記載されている。

（２）平成２９年１０月１８日の審査請求人のケース記録票には、「主〔審査請求人〕の母来庁(中略)。主の年金更新手続きが進んでおらず、年金収入が途絶えたとのこと。通帳にて確認を行った。よって、主が平成２９年８月分より年金を受給しておらず、（中略）１０月より月額０円の収入認定を変更し差額５４，８６７円を追給します。また、それに伴う障がい者加算については、削除します。」と記載されている。

また、同日の法に基づく母の保護に係るケース記録票には、「主〔母〕の長男の年金について（中略）どうやら主の知らないところで（中略）９/４年金申請を済ませていた。（中略）ただ年金が入っておらず生活が困窮している事実は確認できるので、収入申告を主が長男にかわり申請するように説明した。合わせて加算については削除となり得ること、年金が遡及して受給されれば返還となることを説明し、主は了解する。」と記載されている。

さらに同日付けで処分庁は、審査請求人に対して、保護決定通知書を交付した。この通知書には、保護変更の欄に「平成２９年１０月１日」、保護決定理由の欄に「年金手続きを終えておらず８月分より不支給となり、年金はその実際の受給額を認定する旨を定めた『生活保護法による保護の実施要領について』（昭和３６年厚生省発社第１２３号）〔次官通知〕第８－３－（２）―ア―（ア）に基づき、１０月より収入認定を０円とします。それに伴い障がい者加算の認定を削除します。」、今回支給額の欄には「５４，８６７円」と記載されている。

（３）平成２９年１０月１９日の母のケース記録票には、「主来庁（中略）。年金は１２月に入金されると思うとの事。（後略）」と記載されている。

（４）令和元年７月２６日、母は、処分庁を訪問し、審査請求人の障害状態確認届について、提出期限が７月３１日までとなっているが、添付する診断書が手元にあり、間に合わない場合は１０月の年金が遅れる旨申し出た。

（５）令和元年７月３１日、母は処分庁を訪問し、審査請求人の障害年金について、①障害年金の受給要件は、通院しており病気療養中であることであるが、そもそも審査請求人はそうではなく、信頼できる○○○医に見て欲しい旨、②その医師とは、審査請求人が小学２年生の時に通っていた小学校の校医をしていた東京都○○○にある○○クリニック（以下「Ａクリニック」という。）で、小児科医なのでそこからどこか紹介してもらっても良い旨、③若しくは、会ったこともないが、考え方に同感出来る○○県の開業医に行きたい旨、④審査請求人は、説明出来ないと思うため、自分も同行したいので、２人分移送費を支給してほしい旨、申し出た。

（６）令和元年８月２１日の母のケース診断会議記録票には、前記（５）の移送費に係る診断結果の欄に、「現在病院に通院していない状況で年金を受給出来る判断材料がないので障害年金を受給するために医療機関に通院することは所〔処分庁〕としても望んでいない為、通院移送費について支給は出来ない。年金が８月までは受給出来る予定であるため、１０月以降の収入認定について（主）に確認後処理すること。障害者加算について厚生省社会局長通知〔局長通知〕第７－２－（２）－エ－（ア）及び同（イ）に基づき年金の収入状況を確認し削除処理を行う。」と、事務処理の欄に、「１０月以降の収入認定額及び障害者加算について確認後処理。」と記載されている。

（７）令和元年８月２８日付けの母のケース記録票には、「ＷＯ〔処分庁〕としては診断会議を行い、移送費について支給は難しいと伝えると『それはおかしい！！年金がもらえなくなれば加算がなくなるじゃないか』と声を荒げる。（中略）移送費についてはとりあえず申請書を欲しい。それが却下になるのであれば言いに行く。障害年金については８月１５日には入っていたが１０月は診断書も出していないので入金はないと思う。１０月以降の保護費について年金が入金された場合で認定するか入金がない場合で認定するか確認し、入金はされないので年金の認定を外して支給してほしい。万が一入金があればそれは年金事務所のミスで受け取れないので年金事務所に返す。」と記載されている。

（８）令和元年８月３０日、処分庁が、Ａクリニックの医師に架電し、母の希望として審査請求人の受診の意向を伝えたところ、当該医師は、①近くの方でないと診察していない旨、②健康上の問題で新患は診ていない旨、③大阪の○○市内若しくは○○○にある総合病院はどうかと母に伝えて欲しい旨、答えた。

（９）令和元年９月３日付けの審査請求人のケース記録票には、「（前略）主〔審査請求人〕の母は、診断書がないので年金の申請手続きが出来ず、１０月から年金が支給されない事は年金事務所に確認していると言っている。このため、令和１年８月２１日にケース診断会議を開催した。会議の結果、１０月以降の障害年金の収入認定について、母親に確認して処理する事に決まった。○○ＣＷ〔担当ケースワーカー〕が主の母に確認すると、８月１５日には入っていたが１０月に関しては診断書も出していないので入金は無いと思うと言う。１０月の保護費について、年金が入金された場合で認定するか、入金がない場合で認定するか確認すると、入金はされないので年金の認定を外して支給して欲しいと言っていた。万一入金が有ればそれは年金事務所のミスなので、受け取らずそのまま年金事務所に返金すると言っていたと言う。このため、令和１年１０月より、主の障害年金の収入認定を外し、障害者加算を削除します。」と記載されている。

（１０）令和元年９月５日、処分庁の担当ケースワーカ―が、処分庁を訪問した母に対して、Ａクリニックに確認した内容を伝えたところ、母からは次のような内容の発言があった。すなわち、①〔Ａクリニックの医師が〕診察しないのはおかしい、そんな人に近くの病院が良いと言われる筋合いはない旨、②○○○にある当該総合病院の提案については、行ったことがない旨、③Ａクリニックがダメであれば○○県の○○○○　○○（以下「Ｂ医師」という。）氏に診てもらいたい旨、④障害者加算についても外れると担当ケースワーカーから一方的に言われ、これは恫喝に値する旨、等である。

（１１）令和元年９月１１日、処分庁が、○○県立○○○○○○○○○○○○○○○（以下「Ｃ病院」という。）に架電したところ、地域連携の担当者は、Ｂ医師に確認すると述べた。同日後刻、Ｃ病院の当該担当者は、処分庁に架電し、Ｂ医師から、成人の診察はしていない旨、近くでは「○○○○○○○診療所（以下「Ｄ診療所」という。）」はどうかと言われた旨伝えた。

（１２）令和元年９月２４日付けで、処分庁は、同年１０月から障害年金の収入認定を削除し、障害者加算を削除する本件処分を行った。

（１３）令和元年９月２５日、母は、処分庁を訪問し、①審査請求人の年金生活者支援給付金が収入認定になるのであれば、手続をしない旨、②障害年金の手続の督促の手紙が来ていた旨、述べた。

また、処分庁のケースワーカーが、母に対して、Ｃ病院に確認した内容及びＣ病院からＤ診療所を提案された旨を伝えたところ、母は、もう自分のコネで病院を捜す旨発言した。

（１４）審査請求人の○○○○銀行通帳の写しには、令和元年６月１４日及び８月１５日に年金の入金があった旨の記載があり、同年１０月１５日（火）の入金欄には記載はない。

（１５）令和元年９月２４日付けで、処分庁は本件処分を行い、審査請求人に対しこれを通知した。その後、同年１０月２４日付けで、処分庁は、母に対して送付状（以下「送付状」という。）を通知した。送付状には、①審査請求人の同年１０月支給予定であった障害年金が入金されないとの判断により収入認定から削除した旨、②これについては、次官通知第８－３－（２）－ア－（ア）に該当しないためである旨、③障害者加算について削除する旨、④これについては、課長通知にその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、保護における障害者加算等の認定を取り消す旨が規定されていることに基づき削除する旨、が記載されている。

（１６）本件年金証書には、障害基礎年金の支給開始年月日の欄に「平成３１年４月」、基礎となる年金額の欄に「７８０，１００円」、障害基礎年金の障害状況の欄に「障害の等級　２級１６号」、「診断書の種類　７」の記載がある。なお、「診断書の種類　７」とは、障害の現状に関する届出等をする場合には、精神の障害用の診断書の添付が必要であることを示すものである。

（１７）処分庁が、令和元年１２月１０日付けで、年金機構に対し依頼した法第２９条に基づく調査の依頼文には、照会事項として、審査請求人について、「障がい基礎年金の受給権がありますが、令和１年１０月から差止されているとの情報を回答頂きました。差止はどのような理由で、差止めの関係性を詳細にご回答ください。」との記載があり、この照会について、年金機構が同月１６日付けで処分庁に対し回答した書面には、「本年の７月に提出いただく障害状態確認届の提出がないため、差止されています。」と記載されている。

（１８）令和元年１２月２３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件処分の当否を検討する上で、審査請求人について障害者加算の要件該当性が失われたといえるかが問題となる。

この点に関し、従前精神障害者保健福祉手帳の更新を受け生活扶助につき障害者加算の認定を受けてきた者について，当該手帳の更新を受けなかったことを理由に障害者加算の要件該当性が失われたとして、法第６３条に基づき、精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れた以降支払われていた障害者加算の全額を返還すべきとする返還処分がなされた事案における取消請求事件の判決（東京高等裁判所（令和元年（行コ）第１４４号）同年１１月６日判決）では、「従前から障害者加算を受けていた者に対し、障害者加算の要件該当性が失われるに至ったとして、その要件該当性喪失後に支給されていた障害者加算の額の返還を求める場合には、実質的には遡って保護の変更の効果を生じさせるものといえる。一方、職権によって保護の変更を行うためには、『保護の変更を必要とすると認めるとき』に該当することが求められ（法２５条２項）、かつ、既に決定された保護を被保護者の不利益に変更する場合には、『正当な理由』が必要であるとされている（法５６条）。これらの規定からすれば、上記のような場合に障害者加算の額の返還請求が認められるためには、積極的に障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事由の存在が認められる必要があると解すべきであって、そのような事由が存在することについては、返還金額を決定する保護の実施機関側において立証責任を負うものというべきである。」という判断が示されている。これは、障害者加算を削除する決定に妥当することを前提としたものと認められる。

また、生活保護の行政実務においても、前記１（８）の局長通知第７の２の（２）のエの（イ）において、「身体障害者手帳、国民年金証書（中略）を所持していない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされており、また前記１（９）の課長通知の３において、「障害の程度の判定は、要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の要否を認定する必要があると認められる者については、（中略）実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。」とされている。

以上の趣旨に鑑みれば、身体障害者手帳、国民年金証書等によって被保護者の障害の程度を判定することができない場合でも、保護の実施機関は、障害者加算を削除する保護変更処分をするに当たって、その指定する医師の診断によって障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を慎重に調査して認定することが、法の要請であると解される。

（２）本件においては、本件年金証書により、平成１９年１２月以降、審査請求人が障害基礎年金を受ける権利を有していること、障害状況として障害の等級が２級であることが認められるが、審査請求人は、障害状態確認届に必要な医師の診断書を入手せず当該届を期限である令和元年７月３１日までに提出しなかった。このため、年金機構により年金の支給が差し止められていることから、処分庁は、国民年金証書又は医師の診断書により審査請求人の障害の程度を判定することができないとして、本件処分により、令和元年９月２４日付けで障害者加算を削除した。

確かに、前記１（１０）のとおり、国民年金法第７３条は、年金の受給権者が障害状態確認届をせず、又は書類その他の物件を提出しない場合、年金給付の支払が一時差し止められる場合がある旨規定している。しかし、この差止めの措置は、受給権者の障害の等級を変更し、または受給権を消滅させるものではなく、年金の支払を一時延期するものにすぎない。それゆえ、受給権者から事後に障害状態確認届があったときは、遡って年金が支払われることになっている。また、年金の差止め中に発行された本件年金証書においても、審査請求人が障害基礎年金の受給権を有し、その障害の等級は２級である旨記載されている。

そうすると、審査請求人が障害状態確認届を行わず、障害年金の支給が差止めされているとしても、そのことによって直ちに審査請求人の障害基礎年金に係る障害の程度について、障害の等級が変更し、または受給権が消滅した事実を裏付けることはできず、障害者加算の要件該当性が失われると解することはできない。

また、本件年金証書は、審査請求人が障害基礎年金を受ける権利を有すること、障害状況として障害の等級が２級であることを証するものであり、この証書からも、審査請求人の障害基礎年金に係る障害の程度について、障害の等級が変更し、または受給権が消滅した事実を裏付けることはできない。

（３）以上より、処分庁は、前記の法の要請に従い、審査請求人の障害者加算を削除するに当たって、指定する医師の診断を通じて障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を慎重に調査し、認定することが求められていた。とりわけ審査請求人の障害の特性からみて、その障害の程度が軽減して障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実について慎重に調査する必要があったと言える。

そこで、本審査会は、処分庁に対し、審査請求人が自身で行う障害状態確認届及びこれに添付する医師の診断書に関する手続とは別に、処分庁が、障害者加算を削除するに当たって審査請求人の障害の程度を判定するために、医師への照会や審査請求人に対する検診命令等の調査を行ったのかどうかについて質問を行った。

これに対し、処分庁は回答書で、平成３０年８月中旬に、審査請求人及び母に対して障害年金受給のための手続を行うよう手紙を出していること、平成２９年１０月１８日に、年金未支給を理由に年金の収入認定を外し、障害者加算を削除することを母が理解していたことを理由に、本件処分に際して、医師への照会や検診命令等の調査を行っていない旨回答している。

この回答によれば、処分庁が前記（１）で述べた法の要請に従い、障害者加算の要件該当性が失われたことを基礎付ける事実を調査していないことは明らかである。

なお、処分庁は、前記２（１５）のとおり、送付状の中で、課長通知の４に基づき障害者加算を削除した旨説明している。この送付状は、処分庁が母に本件処分を行った理由を説明した文書とみられるが、前記１（１０）のとおり国民年金法第７３条に基づく障害基礎年金の差止めは、前記１（９）のとおり課長通知の４にいう「その障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定」に該当しないから、この説明の内容は誤りを含むものであったと認められる。

（４）なお、本件においては、審査請求人が通院しておらず主治医がいないこと、また、前記２（５）から（１１）のとおり、障害状態確認届に添付する診断書を書いてもらう医師に関して母が強いこだわりを示し、期限内に当該届を提出できなかった結果、年金の支給が差し止められたという事実が認められる。障害者加算の要件該当性を裏付ける事実が、被保護者自身の障害の状態であることから、このようなケースにおいて、保護の実施機関が前記（１）の法の要請に従いどのように調査を行うべきかが問題となる。

この点に関して、法第２８条第１項によれば、保護の実施機関はその指定する医師の検診を受けるべき旨を要保護者に命ずることができ、当該者がこの検診命令に従わないときは、同条第５項により、保護の申請却下、変更または廃止をすることができる。

したがって、処分庁は、障害者加算の要件該当性について疑義が生じ、審査請求人の障害の程度を判定する必要があると認めるのであれば、法第２８条１項に基づく検診命令の発出も含めて調査を尽くすべきであったと考えられる。

（５）以上のとおり、処分庁は、前記（１）で述べた法の要請に従い、国民年金法上の障害状態確認届に関する手続とは別に、本件処分に際して審査請求人の障害の程度を調査、認定すべきであったにもかかわらず、これを怠ってなされた本件処分は、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

　　　よって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子